

広島市告示第502号
令和7年11月6日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

施 術 者	施 術 所		業務の種類	指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地 (出張専業の場合は施術者の住所)		
西倉 恵利華	—(出張専業)	広島市西区楠木町二丁目9-8-304	はり・きゅう	令和7年6月1日
岩崎 純久	—(出張専業)	広島市安佐南区伴南一丁目26-6	はり・きゅう	令和7年6月1日
沖 万博	万博・安藝はり灸マッサージ院	広島市安佐南区山本9-12-4	はり・きゅう	令和7年10月7日
沖 万博	万博・安藝はり灸マッサージ院	広島市安佐南区山本9-12-4	あん摩マッサージ	令和7年10月7日
古閑 輝	てあつい整体院 舟入院	広島市中区舟入南4-15-18	はり・きゅう	令和7年10月14日